

特別支援教育 教育相談のご案内

長崎県立虹の原特別支援学校

本校では、保護者の方の悩みや保育・教育関係機関などの教育活動を支援するために相談を受け付けています。(対象：保・こども園・幼・小・中・高)

子供のことについて気になることはありませんか？

例えば・・・

- ・言葉の遅れが気になる
- ・学習面に遅れや偏りがある
- ・忘れ物が多い
- ・友達とうまく関わるのが苦手(集団行動がうまくいかない)
- ・急に怒ったり、乱暴な言葉を多く使ったりする
- ・落ち着きがない
- ・集団行動をとりにくい
- ・運動がぎこちない

相談内容

- 学習面、生活面における理解と指導・支援についての相談
- 個別の指導計画の作成や評価に関する相談
- 相談できる機関等の紹介
- 発達障害についての理解・啓発、研修会等への講師派遣
- 就学や進路に関する情報提供

※小・中学生の措置変更や就学に関わる相談については対応できませんので、市教委へご相談ください。

※保護者と面談する場合は、原則として学校関係者の同席をお願いします。

教育相談の方法

- 訪問相談 各園、学校へコーディネーター等が出向いて相談に応じます。
- 来校相談 本校に来ていただいて相談に応じます。
- 電話相談 電話のみの相談にも対応いたします。

◇本校の校内見学も随時行っています。

6月上旬：高等部【就業サービス科・普通科】学校見学会
(対象者 中学3年生の生徒と保護者、担任及び関係者)

7月上旬：小学部・中学部学校見学会

(対象者 就学前の年長児保護者、小学6年生の児童と保護者、担任及び関係者)

※学校概要説明、授業見学等ができます。参加申込みが必要です。

9月上旬：学校公開(対象者 近隣地域幼・保・こども園・小・中学校児童生徒と保護者、近隣地域住人及び放課後等デイサービス職員など)

※授業及び校舎見学等ができます。

教育相談の流れ ※訪問相談、来校相談ともに①から③までの手順でお願いします。

- ① まずは依頼される園・学校の管理職の先生から、下記の本校窓口まで電話でご連絡ください。電話依頼を受けた後、校内で対応可能かどうか検討後、ご連絡いたします。
虹の原特別支援学校 電話 0957-55-5157 FAX 0957-55-5158
窓 口 (副校長) 大町 (教頭) 中尾
- ② 本校 HP からダウンロードした「特別支援教育相談依頼書」を作成し、添付ファイルで nijinohara-ss@news.ed.jp までデータを送信してください。「特別支援教育相談依頼書」のパスワードは、依頼承諾後に、本校の担当コーディネーターから口頭でお伝えします。
- ③ 相談内容の確認後、本校の担当コーディネーターから相談日時などを連絡します。